

1. 外国人材の受入れ拡大に向けた対応について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 昨年12月に出入国管理法の改正案が成立し、4月1日から、新たな在留資格による外国人材の受入れが始まる予定。昨年末には、外国人の受入れ・共生のための施策のパッケージとして、政府から「総合的対応策」が公表された。「総合的対応策」では、外国人の生活サービス環境の改善に向けた施策として、金融機関に対しても、円滑な口座開設や多言語対応の充実、手続きの明確化のためのガイドラインや規定の整備等が求められている。
- これを受け、当庁から各業界団体に対して要請文を発出している。また、全銀協において、勤務形態の確認方法や多言語対応の取組みについて、アンケート調査を実施しており、結果が共有されていると承知している。各金融機関におかれても、当該事例等を参考に、各金融機関内で体制を整備していただくようお願いする。
- また、外国人口座の開設や期中・出口の管理については、現在、全銀協で留意すべき点や対応事例等を取りまとめ中である。このような全銀協の取組みも参考に、引き続き、リスクベース・アプローチに基づいて、マネロン・テロ資金対策に御留意いただくようお願いする。

2. 顧客本位の業務運営について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会）

- 今般、投資信託の販売会社における「顧客本位の業務運営」の足元の取組状況についてとりまとめ公表した。経営陣が自ら浸透・定着に取り組む姿勢が見られる一方、「取組方針・KPI」に関する顧客の認知度向上や販売員の理解度向上、営業現場の声の収集・分析強化、顧客への情報提供の充実などについては課題もみられた。
- 取組方針・KPIの公表状況及び共通KPIの傾向分析について公表した。一部の投資信託の販売会社では、運用損益別顧客比率を顧客属性ご

とに分析するなど、共通 KPI を販売手法の妥当性の検証に活用する動きも見られた。引き続き、販売会社には共通 KPI の公表を期待している。

3. 金融行政と SDGs について（主要行、労働金庫業界、日本投資顧問業協会）

- SDGs については、世界が抱える問題を解決し持続可能な社会をつくるという目的を踏まえ、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性とし、庁内に「SDGs 取組戦略 PT」を設置し、その推進に取り組んできたところ。
- 昨年 12 月には、政府の SDGs 推進本部にて、「SDGs アクションプラン 2019」が決定された。金融庁では、これに合わせて、SDGs の観点から、当庁の施策や金融機関等における取組みを取纏めた「金融行政と SDGs」を更新・公表した。その中では、例えば、第 2 回ジャパン SDGs アワードにおいて、滋賀銀行が、地銀内でも先駆けて SDGs 推進に取り組む姿勢が評価されたことから、SDGs パートナーシップ賞を受賞したことを紹介している。今後も、各主体において、SDGs 推進に向けた積極的な取組みが広がっていくことを期待している。

4. 信用情報機関の信用情報の精緻化について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 銀行カードローンについては、一時過剰な貸付が行われているのではないかとの批判などを踏まえ、全銀協において「申し合わせ」が行われ、当庁としても、検査やアンケート調査を通じて各行の業務運営の実態を把握し、改善を促してきたところ。
- この過程で、信用情報機関の信用情報に関しては、①貸金の債権情報の登録と比べて、銀行カードローンの債権情報の登録頻度が少ないことや、②各信用情報機関において登録情報が反映されるまでにタイムラグがあること、③信用情報機関間の信用情報の重複を排除する仕組みがないこと、④銀行及び保証会社の信用情報機関への加盟状況は

区々であり、利用者の総債務額を一元的に把握することが困難な事例があること、といった課題が明らかとなった。

- こうした課題を解決するため、これまで信用情報機関をはじめとする関係者と対話を重ねてきたところ、今般、対応の基本的な方向性が見えてきた。
- 今後、各行でも一定の対応が必要になると思われることから、引き続き、多重債務発生抑制に向けて協力をお願いする。

5. ASBJによる公開草案「時価の算定に関する会計基準（案）」への対応について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018年3月以降、IFRS第13号「公正価値測定」の内容を取り入れた時価の算定に関する日本基準の策定に向けて検討を行っており、先月18日に公開草案を公表し、4月5日を期限としてパブコメを実施している。
- 新基準（案）では、財務諸表上の金融商品の時価の算定方法等が変わり、例えば、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、その価格をそのまま利用するのではなく、価格の検証が求められることになり、そのための社内体制の整備が必要になる。
- 皆様におかれては、公開草案の内容を踏まえ、ご意見の提出等、ご対応を検討して頂くよう、お願いする。

6. 検査マニュアルの廃止時期について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、日本投資顧問業協会）

- 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（平成30年6月公表）において、検査マニュアルの廃止にあたっては、「実務での誤解や戸惑い、混乱が生じないように、準備期間を置く」こととし、廃止時期は、平成30年度終了後（平成31年4月1日以降）を目

途としている。

- 検査マニュアルの廃止にあたり、当庁がどのような考え方に基づき対話を進めていくかについて、検査・監督の目線をお示しすることで、金融業界の予測可能性が確保されるよう努めているところ。
- 具体的には、金融機関との対話のための材料となる文書、例えば、分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）等を順次公表することとしている。
- また、検査マニュアルの廃止に伴い、法令の適用・解釈の明確化等の面で実務上の支障が生じる場合には、監督指針の修正等により対応を図ることとしており、現在改正に向けた作業をすすめている。
- 検査マニュアルの具体的な廃止の時期については、これら準備作業の進捗状況等を踏まえながら、改めてお示ししたい。

（以上）